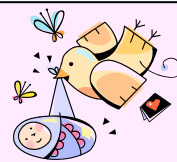


出生前のお子さまの保育所等利用申請のご案内



4月申請に限り、出生前のお子さまの利用申請を受け付けています。4月1日に生後57日(8週間)に達しているお子さま(令和9年2月3日(水)までに生まれたお子さま)が対象となります。

通常の方と同様の申請方法で利用申請したうえで、お子さまがお生まれになった後、出生後14日以内に「出生後届出書」を申請した区の区役所こども家庭支援課に提出してください(郵送の場合は**必着**)。

※戸籍課に提出する「**出生届**」とは別の書類です。

令和9年2月10日(水)までに提出がなかった場合、給付認定・利用調整の対象外となるため、必ず期日までに提出ください。期日までの提出が難しい場合、お早めに区役所こども家庭支援課にご相談ください。

【一次利用調整の対象となる場合】

令和8年10月28日(水)までに申請しており、**令和9年2月3日(水)までに生まれ、令和9年2月10日(水)までに「出生後届出書」を提出した児童**

- ※1 **出生後14日以内**に「出生後届出書」を提出してください。ただし、令和9年1月28日から2月3日までに出生した場合は、令和9年2月10日(水)までに「出生後届出書」を提出してください。
- ※2 申請には、母子健康手帳の写し(「表紙」と「分娩(出産)予定日が確認できるページ」)が必要です。

【一次利用調整の対象とならない場合】

- ① 10月28日(水)までに申請をしていない。
- ② 10月28日(水)までに申請し、2月3日までに生まれたが、「出生後届出書」を提出していない。
 - ※ 2月10日までに「出生後届出書」を提出しなければ、利用調整の対象になりません。
- ③ 2月4日以降に生まれた。
 - ※ 申請をしていても、一次利用調整の対象にはなりません。「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を提出してください。5月以降の利用を希望する場合は、改めて申請を行ってください。

【申請をしたが、その後、利用を希望しなくなった場合】

速やかに申請をした区の区役所こども家庭支援課に連絡し、「給付認定申請取下書」および「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を提出してください。

【当初の利用申請をオンラインでされた方】

横浜市ホームページにも掲載しているマイナポータルの追加書類提出フォームから、「出生後届出書」をオンラインで提出することも可能です。別途、「出生後届出書」を作成し、PDFファイル等にデータ化した上で、アップロードしてください。

＜横浜市ホームページ「保育所等利用のオンライン申請について」＞

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/hoikuriyou/online-r9.html>

※利用申請した際のフォームとは異なります。また、マイナンバーカードによる電子署名が必要です。



お問合せ先：
申請をした区の区役所こども家庭支援課